

電気供給業を行う法人の  
法人事業税の概要及び申告等について



## < 目 次 >

1	電気供給業を行う法人の法人事業税の概要	・・・ 1
2	課税標準の計算方法	
	（1）課税標準となる収入金額の計算方法	・・・ 3
	（2）電気供給業以外の事業を併せて行う場合	・・・ 5
	（3）二以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて 事業を行う場合	・・・ 8
3	申告書に添付する書類	・・・ 10
4	よくあるご質問	・・・ 11

この冊子における法令は次の略語を用いています。

法・・・地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）

令・・・地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）

規則・・・地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号）

通（県）・・・地方税法の施行に関する取扱について（道府県税関係）

（平成 22 年 4 月 1 日総税都第 16 号 各都道府県知事宛総務大臣通知）

条・項・号の表記について、一部省略して記載しています。

条・・・算用数字

項・・・丸で囲んだ算用数字

号・・・漢数字

例：地方税法第 72 条の 2 第 1 項第 1 号イ ⇒ 法 72 条の 2 ①ーイ

※この冊子は平成 29 年 4 月 1 日現在の法令に基づいて作成しています。



## 1 電気供給業を行う法人の法人事業税の概要

電気供給業については収入金額を課税標準とする収入割を申告してください。  
(→P 2)

(法 72 条の 2、72 条の 12 二)

### 電気供給業とは

需要に応じて電気を供給する事業及びこれらの事業者が電気を供給する事業をいいます。現に電気を供給しているという実態のある事業をいい、電気事業法に基づく許可等を要する事業であるか否かを問いません。

(注) 通(県) 3章4の9の2には、「電気事業法…に規定する電気事業者であるか否かにかかわらず、」という表現があります。

### 電気供給業以外の事業を併せて行う場合 (→P 5)

原則：区分計算を行い、収入割と所得割(及び付加価値割、資本割)を申告してください。

例外：主たる事業に比較して、従たる事業が社会通念上独立した事業部門とは認められない程度の軽微なものである場合は、従たる事業を主たる事業のうちに含めて、主たる事業の課税方式により申告することもできます。

(通(県) 3章4の9の9)

### 二以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う場合 (→P 8)

主たる事業の分割基準により課税標準額を分割してください。

- 電気供給業
  - ・ 発電事業・・・固定資産の価額
  - ・ 送配電事業・・・発電用電気工作物に接続する電線路の電力容量(KW)と固定資産の価額
  - ・ 小売電気事業・・・従業者の数と事務所等の数
- 製造業・・・従業者の数
- 非製造業・・・従業者の数と事務所等の数

(法 72 条の 48)

注1) 発電事業とは、下記の事業です。

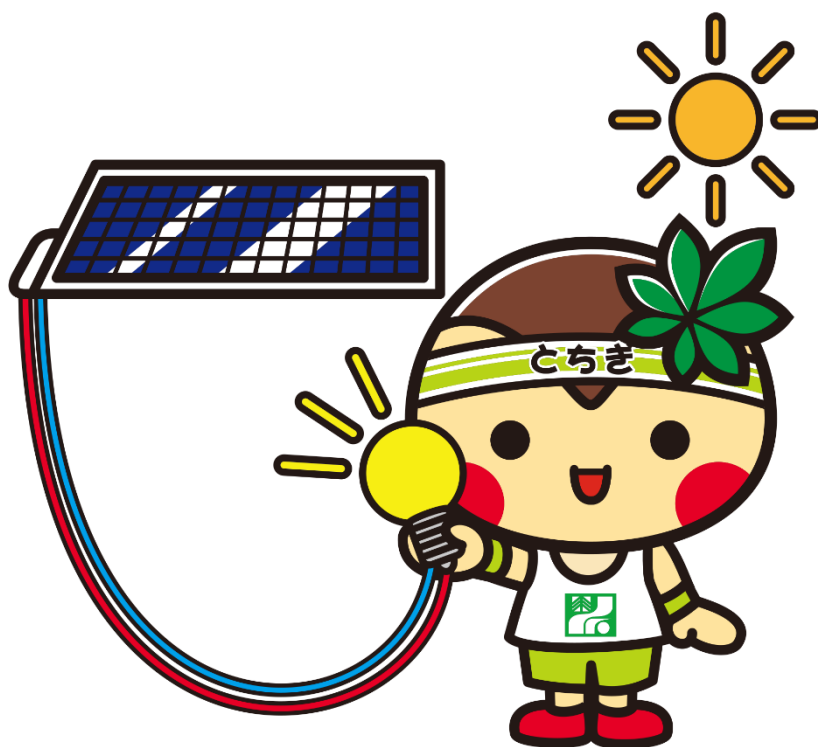
- ① 電気事業法第2条第1項第14号に規定する発電事業  
(自らが維持し、及び運用する発電用の電気工作物を用いて他の者の需要に応じて供給する電気を発電する事業(規則6条の2④)を含む。)

注2) 送配電事業とは、下記の事業です。

- ② 電気事業法第2条第1項第8号に規定する一般送配電事業
- ③ 電気事業法第2条第1項第10号に規定する送電事業  
(自らが維持し、及び運用する送電用の電気工作物により電気事業法第2条第1項第9号に規定する一般送配電事業者と同項第4号に規定する振替供給を行う事業(規則6条の2②)を含む。)
- ④ 電気事業法第2条第1項第12号に規定する特定送配電事業

注3) 小売電気事業とは下記の事業です。

- ⑤ 電気事業法第2条第1項第2号に規定する小売電気事業  
(他の者の需要に応じ電気を供給する事業(規則6条の2①)を含む。)





## 2 課税標準の計算方法（法 72 条の 24 の 2）

### （1）課税標準となる収入金額の計算方法

課税標準となる  
収入金額

=

①収入すべき金額の総額

－

②控除すべき金額

#### ① 収入すべき金額

各事業年度において収入することが確定した金額で、その事業年度の収入として経理されるべきその事業年度に対応する収入をいいます。（通（県）3章4の9の1）

注1）貸倒れが生じたとき又は値引きが行われたときは、貸倒れが生じた日又は、値引きが行われた日の属する事業年度の収入金額から控除してください。（通（県）3章4の9の1）

注2）自ら電源開発等の事業を行うため建設仮勘定を設け、これを別個に経理している場合、当該建設仮勘定に供給した電力に係る収入金額は自家消費に当たるため、収入金額に含めません。（通（県）3章4の9の3）

注3）料金とあわせて収入する消費税に相当する金額は、収入金額に含めません。（消費税免税事業者を除く。）

#### ② 控除すべき金額

ア 国又は地方団体から受けるべき補助金、固定資産の売却による収入金額（法 72 条の 24 の 2 ①）

イ 保険金、有価証券の売却収入金額、不用品の売却収入金額、受取利息・受取配当金、電気供給業を行う他の法人から電気の供給を受けて電気を供給する場合に供給を受けた電気の料金として支払うべき金額に相当する収入金額（注）、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 16 条の賦課金（令 22、通（県）3章4の9の6）

ウ 損害賠償金、投資信託に係る収益分配金、株式手数料、社宅貸付料、需要者等から収納する工事負担金等（昭和 30 年自治庁告示第 29 号、昭和 34 年自治庁告示第 46 号、昭和 42 年自治省告示第 55 号、平成 23 年総務省告示第 379 号）

エ 収入割を課される電気供給業を行う他の法人から託送供給を受けて電気の供給をする場合に、当該託送供給に係る料金として支払うべき金額に相当する収入金額（法附則 9⑧、令附則 6 条の 2②）

注) 収入金額から控除する金額は、他の電気供給業を行う法人から供給されたもの（新エネルギー等電気相当量に係るものを含み、一般送配電事業者間の地帯間販売電力に係るものを含む。）に限られます。地方団体、個人供給業者、自家発電を行う者など収入割を課されないものから供給を受けたものについては控除対象となりません。（通（県） 3 章 4 の 9 の 6）

なお、他の電気供給業を行う法人から供給を受けた電気を自己で消費した場合には、当該消費に係る電気料金については控除の対象とすることはできません。

#### 課税標準となる収入金額

原則として電気事業会計規則による収入（電気事業会計規則の適用がない場合には、これに準ずる方法により計算した収入）になります。

具体的には、各種電灯料収入、各種電力料収入（新エネルギー等電気相当量に係るものを含む）、遅収加算料金、せん用料金、電球引換料、配線貸付料、諸機器貸付料、受託運転収入、諸工料、供給雑益に係る収入、設備貸付料収入、事業税相当分の加算料金等原則として電気供給業の事業収入に係るすべての収入が含まれます。（通（県） 3 章 4 の 9 の 2）

注) 課税標準となる収入金額については、具体的には前ページの計算方法により算出することになります。



## (2) 電気供給業以外の事業を併せて行う場合

### ① 電気供給業とその他の事業（所得等課税事業）の各事業部門ごとに区分計算してください。

原則として各事業部門ごとにそれぞれの課税標準額及び税額を算定し、その税額の合算額によって申告してください。（通（県）3章4の9の9）

注1）発電を行うに際して、副産物として生じるものを販売等する場合には、当該販売等は所得等課税事業となります。

注2）電気供給業を行う法人が、需要者その他の注文によりその事業に関連する施設の工事を行う場合は、当該工事を行う事業は所得等課税事業となります。ただし、その事業の規模及び所得が主たる事業に比して些少であり、付加価値額又は所得を区分して算定することがかえってはんさである場合等は、当該工事に係る収入金額から当該工事のため下請業者等に支出した金額を控除した金額を主たる事業の課税標準である収入金額に含めても差し支えありません。（通（県）3章4の9の8）

### 所得割

損益計算書、所得の金額の計算に関する明細書（法人税申告書別表4）、法人事業税の加算・減算の各項目について各事業部門ごとに区分してください。また、各事業部門に共通の収入・経費については、売上金額等妥当な基準によりあん分し、所得等課税部門の課税標準となる所得金額または欠損金額を計算してください。（通（県）3章4の9の5）

注1）本社の全体的経費（管理部門経費、役員報酬、利息等）は通常共通の経費として扱います。

注2）法人税申告書別表4の税務加減算と法人事業税の加算・減算については、損益計算書において専属又は共通とした区分に従って区分してください。

注3）あん分基準として売上金額を用いる際に、一方の事業部門の売上金額に相当する収入が損益計算書上で売上高に計上されていない場合には（例：営業外収益に計上されているなど）、当該金額も売上金額に含めてあん分計算を行ってください。

注4）あん分基準に用いる数値は、税務加減算・修正申告・更正決定により変動する場合がありますので、ご注意ください。（例：売上金額をあん

分基準に用いている場合に、修正申告において、売上金額の税務加減算があった場合など。)

注5) 一方の事業部門がマイナスとなるあん分基準は、妥当とはいえません。

#### 付加価値割

所得割の区分計算と同一の方法で各事業部門に区分した収益配分額及び単年度損益に基づいて、所得等課税部門の課税標準となる付加価値額を計算してください。

注) 報酬給与額に関する明細書(規則第6号様式別表5の3)、労働者派遣等に関する明細書(規則第6号様式別表5の3の2)、純支払利子に関する明細書(規則第6号様式別表5の4)、純支払賃借料に関する明細書(規則第6号様式別表5の5)には、区分計算後の所得等課税事業に係る金額のみを記載してください。

#### 資本割

資本金等の額を各部門に係る従業者数によりあん分して収入金額課税部門以外の部門の資本金等の額を計算してください。(注)(令20条の2の25)

注) 資本割の従業者あん分を行う場合の従業者については次によります。(通(県)3章4の6の10)

○従業者とは当該法人の事務所等に使用される役員、使用人(非常勤役員、契約社員、パート等名称を問わず、原則として雇用関係又はこれに準ずる関係に基づき労務の提供を行う者の全て)をいいます。

○次の者はそれぞれ次の法人の従業者となります。

派遣労働者＝派遣先(派遣元の法人の業務にも従事するときは、派遣先・派遣元双方)

出向者＝出向先(出向元の法人の業務にも従事するときは、出向先・出向元双方)

○病気欠勤者等連続して1月以上の期間にわたって勤務しない者は従業者に含めません。

○従業者数は事業年度終了の日(仮決算による中間申告の場合は、事業年度開始の日から6か月を経過した日の前日)現在における各部門の従業者数をいいます。

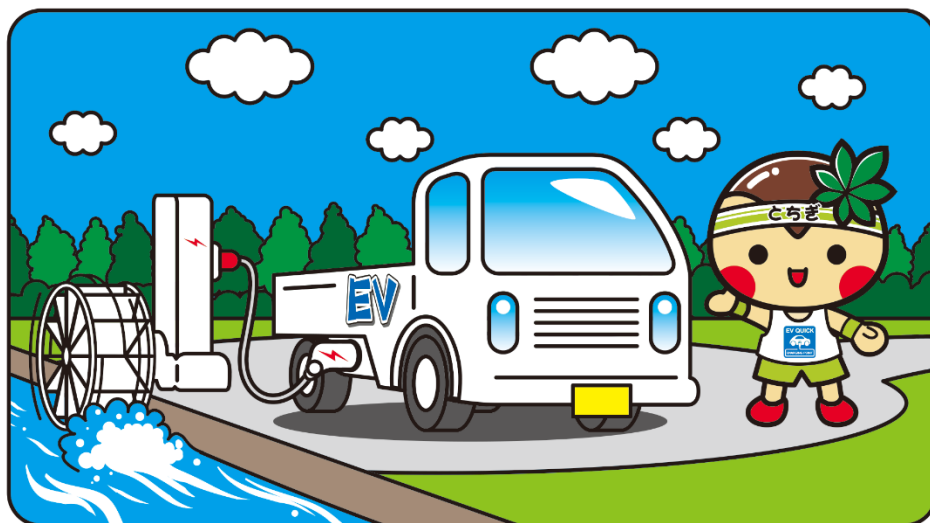
ただし、次の場合の各部門の従業者数は、各月末日現在における従業者数を合計した数を事業年度の月数で除した数をいいます。



- ・所得等課税事業を行う法人が、年度途中で収入金額課税事業を開始した場合
  - ・収入金額課税事業を行う法人が、年度途中で所得等課税事業を開始した場合
  - ・所得等課税事業と収入金額課税事業を併せて行う法人が、年度途中で所得等課税事業又は収入金額課税事業を廃止した場合
- 分割基準の算定で用いられる、従業者数特有の計算（従業者数に著しい変動のある事務所における平均計算、資本金1億円以上の製造業における工場従業者数の2分の1加算等）は行いません。
- それぞれの事業に区分することが困難な従業者の数については、所得の算定に用いたあん分率によってあん分してください。

## ② 従たる事業が軽微な場合

従たる事業が主たる事業に比べて社会通念上独立した事業部門とは認められない程度の軽微なものである場合は、従たる事業を主たる事業のうちを含めて、主たる事業に対する課税方式によって課税標準額及び税額を計算して差し支えありません。この場合、「軽微なもの」に該当するかはその実態に即して判断することになりますが、一般に従たる事業の売上金額が主たる事業の売上金額の1割程度以下であり、かつ、事業の経営規模の比較において他の同種類の事業と権衡を失しないものとされています。（通（県）3章4の9の9）



(3) 二以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う場合

主たる事業の分割基準により課税標準を分割してください。

主たる事業の判定に当たっては、それぞれの事業のうち売上金額の最も大きいものを主たる事業としてください。これによりがたい場合には、従業員の配置、施設の状況等により企業活動の実態を総合的に判断のうえ主たる事業を判定してください。（法 72 条の 48⑧、通（県） 3 章 9 の 11）

電気供給業

発電事業	課税標準の 4 分の 3 …事務所等の固定資産で 発電所の用に供するものの価額（注 1） 課税標準の 4 分の 1 …事務所等の固定資産の 価額
送配電事業 （一般送配電事業、 送電事業、 特定送配電事業）	課税標準の 4 分の 3 …事務所等の所在する都 道府県において発電所の発電用の電気工作 物と電氣的に接続している電線路の電力容 量（KW）（注 2） 課税標準の 4 分の 1 …事務所等の固定資産の 価額
小売電気事業	課税標準の 2 分の 1 …従業者の数（注 3） 課税標準の 2 分の 1 …事務所等の数（注 4）

（法 72 条の 48③二）

注 1）事務所等の固定資産で発電用に供するものがない場合は、課税標準額の総額を事務所等の固定資産の価額にあん分します。

注 2）事務所等の所在するいずれの都道府県においても発電所の発電用の電気工作物と電氣的に接続している電線路がない場合は、課税標準額の総額を事務所等の固定資産の価額にあん分します。

注 3）事業年度末日現在における各事務所等の従業者数をいいます。

ただし、事業年度途中で事務所等を新設又は廃止をした場合や、従業者の数が著しく変動した場合は、次により算出します。（法 72 条の 48 ④一、⑤）

・新設した事務所等  
事業年度の  
末日現在の人数

×

$\frac{\text{新設の日から事業年度の末日までの月数}}{\text{事業年度の月数}}$

- ・ 廃止した事務所等  

$$\frac{\text{廃止の日の前月末日現在の人数} \times \text{廃止の日までの月数}}{\text{事業年度の月数}}$$
- ・ 従業者の数が著しく変動した事務所等  
 (各月末日の人数の最も多い数が最も少ない数の2倍を超える場合)  

$$\frac{\text{各月末日の人数の合計}}{\text{事業年度の月数}}$$

注4) 事業年度に属する各月末日の事務所又は事業所の数を合計した数をいいます。(法72条の48④二)

**電気供給業に係る複数の事業を行っている場合**

電気供給業に係る複数の事業を行っている場合の分割基準は、次の分割基準を使用します。(法72条の48⑨)

- 1 一般送配電事業又は送電事業と、一般送配電事業、送電事業及び発電事業(小売電気事業の用に供するための電気を発電するものに限る。)以外の事業とを併せて行う場合・・・送配電事業の分割基準
- 2 発電事業と発電事業以外の事業とを併せて行う場合(1に該当する場合を除く。)・・・発電事業の分割基準

**非製造業**

課税標準の2分の1・・・従業者の数  
 課税標準の2分の1・・・事務所等の数

(法72条の48③五)

**製造業**

従業者の数(資本金が1億円以上の場合、工場の従業者数の2分の1を加算します。)

(法72条の48③一)

**電気供給業の分割基準である固定資産の価額とは**

事業年度終了の日において、貸借対照表に記載されている土地、家屋及び家屋以外の減価償却が可能な有形固定資産(建設仮勘定において経理されている固定資産のうち、当該事業年度の終了の日において事業の用に供されているものを含みます。)の価額をいいます。(規則6条の2の2④、通(県)3章9の7)

注) 事務所等ごとの固定資産の価額の区分が困難な場合は、総務大臣の承認を受けて、設備の種類ごとに地方税法施行規則に規定されているあん分基準によってあん分した価額を分割基準に用いることができます。(規則6条の2の2⑤)

「県税のホームページ」から  
ダウンロードできるまる。



### 3 申告書に添付する書類

#### 法人県民税・事業税の中間・確定申告書（規則第6号様式）

##### 電気供給業のみ行う場合

一般的な法人が添付する書類以外に、次のものがが必要です。（法72条の25⑩、72条の26④、規則4条の6、4条の7二）

- 収入金額に関する計算書（規則第6号様式別表6）
- 法人税法施行規則様式別表四（写）・同別表五（二）（写）
- 貸借対照表・損益計算書
- 雑収入・雑損失の内訳書

##### 電気供給業とその他の事業とを併せて行う場合

上記の書類の他に、

- 区分計算書（別記様式第1号～第5号）
  - 販売費及び一般管理費の内訳書
    - \*その他の事業について外形標準課税の対象となる場合は、次のものも必要です。（法72条の25⑧、72条の26④、規則4条の5、4条の7一）
  - 区分計算書（別記様式第6号～第10号）
  - 付加価値額及び資本金等の額の計算書（規則第6号様式別表5の2）
  - 付加価値額に関する計算書（規則第6号様式別表5の2の2）
  - 資本金等の額に関する計算書（規則第6号様式別表5の2の3）
  - 報酬給与額に関する明細書（規則第6号様式別表5の3）※
  - 純支払利子に関する明細書（規則第6号様式別表5の4）※
  - 純支払賃借料に関する明細書（規則第6号様式別表5の5）※
- ※主たる事務所の所在地が栃木県の場合に必要です。

##### 二以上の都道府県に事務所又は事業所を有する場合

- 課税標準の分割に関する明細書（規則第10号様式）

電気供給業を行う法人が、解散し、残余財産が確定した場合

残余財産の確定の日の属する事業年度について、電気供給業部門に係る収入割による課税はありません。所得割で申告してください。(法 72 条の 29③には収入割の申告が含まれていません。)

法人県民税・事業税の予定申告書(規則第 7 号様式)

所得等課税事業のみを行う一般的な法人が添付する書類以外は不要です。

注) 収入割を申告する法人で事業年度が 6 月を超える法人は、法人事業税については、中間申告納付をすることとなっています。(法 72 条の 26⑧ ただし書)



#### 4 よくあるご質問

Q 1 いろいろな電気供給業(小売電気事業者)

当社は、一般家庭向けに電気を販売する小売電気事業者ですが、この場合、法人事業税の「電気供給業」に該当しますか。

A 1 該当します。地方税法における「電気供給業」とは現に電気を供給する実態のある事業をいいます。

Q 2 いろいろな電気供給業(電気事業法の届出を要しない事業形態)

当社は、発電設備等が一定規模未満のため電気事業法の届出が不要ですが、法人事業税の「電気供給業」に該当しますか。

A 2 該当します。地方税法における「電気供給業」とは現に電気を供給する実態のある事業をいいます。

Q 3 いろいろな電気供給業（子会社等への電気供給）

自社の工場で発電した電気の一部を工場敷地内にある子会社に供給しています。この場合、法人事業税においては「電気供給業」に該当しますか？

A 3 該当しません。地方税法における「電気供給業」とは現に電気を供給する実態のある事業をいいます。

Q 4 準備期間

電気供給業を行うために設立された法人ですが、発電施設の建設を行っているだけで、まだ、電気供給を開始していない事業年度の課税はどうなりますか？

A 4 現に電気の供給を行っていない間は、法人事業税における「電気供給業」には該当しません。所得割（資本金 1 億円超の場合は、付加価値割及び資本割も含む。）により、申告してください。

Q 5 予定（中間）申告について

電気供給業を行う法人で収入割を申告している法人ですが、予定（中間）申告義務はありますか。

A 5 収入割を申告する法人で事業年度が 6 月を超える法人は、予定（中間）申告義務があります。

なお、今期から電気供給業を開始した場合には、収入割の予定（中間）申告の必要はありません。

Q 6 日本卸電力取引所での取引（売却）

日本卸電力取引所を通して電気を売却しています。取引所からは、売買代金から売買手数料を差し引いた差額が支払われていますが、課税標準の算定にあたっては、手数料等を差し引いた後の金額を「収入すべき金額」とすればよいですか？

A 6 売上代金から取引所に支払う売買手数料（一般社団法人日本卸電力取引所取引規程第 24 条）が差し引かれている場合には、当該手数料を差し引く前の金額を「収入すべき金額」（→P 3）としてください。

なお、当該売買手数料は「控除すべき金額」（→P 3）には該当しません。

**Q 7 日本卸電力取引所での取引（購入）**

電気供給業を行う法人ですが、電気を供給するにあたり一部分を日本卸電力取引所を通じて購入しています。取引の際に購入代金以外の売買手数料が生じていますが、課税標準の算定にあたっては、どのように扱えばよいですか？

A 7 購入代金とあわせて取引所に支払う売買手数料（一般社団法人日本卸電力取引所取引規程第 24 条）は「控除すべき金額」（→P 3）には該当しません。

**Q 8 無人の設備**

主たる事業が電気供給業である法人です。無人の発電設備のみが設置されていて、事務所又は事業所が所在しない県があります。この県にはどのように申告すべきでしょうか？

A 8 法人事業税は、事務所又は事業所の所在する都道府県に対して納税義務があります。無人の発電設備は事務所又は事業所に該当しませんので、当該設備のみが所在する県には申告の義務はありません。

**Q 9 賃借している事務所**

主たる事業が発電事業を行う電気供給業である法人です。事務所である発電所は a 県に、本社部門である事務所は b 県に所在しています。b 県の手事務所は、賃借しています。b 県にはどのように申告すべきでしょうか？

A 9 発電事業の分割基準は、事業年度終了の日において貸借対照表に記載されている有形固定資産の価額ですので、当該事務所の有形固定資産として貸借対照表に記載されているものがない場合、b 県の法人事業税については分割基準が 0 となり、課税標準額は 0 となります。なお、法人県民税については、課税標準額の総額を従業者数で分割することとなります。

**Q10 繰越欠損金**

所得等課税事業と電気供給業を併せて行っている場合、繰越欠損金を控除できるのは所得等課税事業に区分された部分だけですか？

A10 そのとおりです。所得等課税事業に区分された欠損金のみを、翌期以降の所得等課税事業に区分された所得金額から控除することができます。

**Q11 消費税及び地方消費税の取扱いについて**

消費税及び地方消費税について税込経理をしている場合、区分計算書（別記様式第1号～第5号）に記載すべき金額は税込、税抜どちらになりますか。

A11 区分計算書には法人税において損金又は益金となっている税込額を記載します。課税標準となる収入金額は消費税及び地方消費税を除いた額となりますので、規則第6号様式別表6「収入金額に関する計算書」の控除される金額欄に、消費税に相当する金額を記載して控除してください。

ただし、消費税免税事業者は、課税標準となる収入金額から消費税に相当する額を控除することはできません。

**Q12 国税及び地方税の還付金及び還付加算金の取扱いについて**

国税及び地方税の還付金及び還付加算金は、課税標準となる収入金額に含まれますか。

A12 国税及び地方税の還付金は、支出した税金が還付されたものなので収入金額に含めないでください。

還付加算金は、受取利息の性質を有するものであることから、受取利息に準じて収入金額から控除すべき金額としてください。

**Q13 異動届**

新しく電気供給業を開始しましたが、異動届は必要ですか？

A13 事業の変更は届出事項ですので、「法人の事務所設置（変更・廃止）等届出書」によって、その旨を届け出てください。なお、課税標準の計算方法が従前と変更になる場合がありますのでご注意ください。